■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙　　：８件
○対象とならなかった市長への手紙：１７件（匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容等のもの。）

■対象となった市長への手紙の回答（受付年月　令和６年７月分）

対応状況凡例：○＝手紙の内容に応じて対応済
△＝手紙の内容を検討中
×＝手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	個人的な意見は不要	NHKニュースでリニア工事に関して、主旨がよくわからない前知事と現知事についての市長の発言が放送されていました。 主旨がわからなかったこともさることながら、市長としての記者会見の場で「個人的な意見」と前置きしていましたが、市長という公人の立場にあって、「個人的な意見」という前置きは、逃げの言葉に過ぎません。 「個人的な意見」と前置きすれば、何を言っても許される立場にもありません。 記者会見においては、常に市長としての意見を述べてください。	はじめに、本市にとって、リニア中央新幹線整備に係る大井川水系の流量減少をはじめとする水問題は、島田市のみならず流域８市２町の60万人を超える住民の生活、そして経済活動に大きく関わる大事な問題です。 その上で、報道されております７月２日に行われた定例記者懇談会における私の発言の主旨について御説明いたします。 これまで、静岡県は川勝前静岡知事のもと、リニア中央新幹線南アルプストンネル整備におけるボーリング調査に対して慎重な姿勢を示されていました。 しかしながら、川勝前静岡県知事の辞任表明後の５月13日に行われた静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会においては、ＪＲ東海からトンネル湧水に対するリスク管理及びモニタリング手法等が示され、山梨県内におけるボーリングによる調査が容認されました。 また、鈴木新静岡県知事就任後の６月18日には静岡県、山梨県、ＪＲ東海の３者により、山梨県内におけるボーリング調査の実施について合意されました。 こうしたことを踏まえ、ボーリング調査に対する静岡県の方針が短期間で大きく変わった印象を受け、今後のリニア中央新幹線南アルプストンネル工事に伴う大井川の水資源と自然環境の保全に向けた取組について、県民がどのように受け止めたのか、不安に感じたことから、私自身も一県民という立場で今回の経緯の受け止めを発言したものです。 本市としましては、リニア中央新幹線整備によっ	○	戦略推進課 (36-7120)

				て市民生活や地域産業に影響がないように、今後も大井川の水資源や自然環境の保全に向けて、国や県、流域市町と連携し、取り組んでまいりたいと考えています。		
2	メール	特定小型車ナンバー発行について	免許を返納して特定小型の乗り物を買いました 販売証明書と身分証明で発行できるとのことでしたが本体の車載番号の写真が無いからと受け付けてくれませんでした。日本全国で島田市だけです。 これから申請する方も増えてくるでしょうが、こんなやり方をしていたら市民も大変だと思いますが 他の市のように、販売証明だけでの発行を考えていただけないでしょうか。	この度は、特定小型原動機付自転車の登録手続きについて、〇〇様の御意向に沿った対応ができず誠に申し訳ありません。 本市が原動機付自転車等の登録時に石ずり又は車台番号が確認できる写真の提示を求めている理由は、これまでに販売証明書等に誤った車台番号が記載されて申請された事例があり、誤登録を防ぐため車台番号の二重チェックを行っているものです。このため、今回の登録手続きではお手数をおかけし申し訳ありませんが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。 今後につきましては、〇〇様から頂いた御意見を参考に、近隣市町の手続きの状況や考え方を確認し、改めて石ずり等の必要性について検討していきたいと考えております。	△	課税課 (36-7141)
3	メール	保育園の利用基準について	母親の産前産後期間の保育園の利用について意見させていただきます。島田市では母親が妊娠している場合、産前産後の約 4 ヶ月のみの利用になり、その後退園することになっているかと思います。 これに関して、窓口では、「母親が一度仕事に復帰していれば、例えば 1 日でも働いていれば退園しなくて済む」と説明を受けました。 おそらくそれを聞いて、職場に 1 日だけ復帰したことにしてもらい、産後も退園せずに通年利用をしている人が何人かいます。実際に支援センターで、そういうふうにしたと聞きました。 （1 日でも）仕事に復帰している人と、育休から続けて産休にそのまま入る人とで、産後の状況（仕事していない、0 才の育児）は変わらないのに、後者はどうして退園しなければならないのかとても疑問です。もちろん、母親や家庭のことだけではなく、実際に上の子は保育園に行っている方が心身ともに健全に発達出来るはずですし、保育園は児童福祉の施設でもあるのでは無いのでしょうか？他市では前者と後者を区別せずに退園しなくて済むようになっています。	保育園等を利用するには、保護者のいずれもが労働又は疾病等の国の基準で定める事由に該当する必要があるとされており、島田市もこの基準に準じています。 このため、育児休業を取得し、ご家庭にお子様の見守りができる保護者がいる場合は、保育園等の利用は、原則、職場復帰が基準となります。ただし、保護者の「就労」を事由としてお子様が入園された後、次子の育児休業を取得する場合に限り、入園されているお子様は継続して通園することができます。 一方、「妊娠・出産」を事由とした場合は、保育の必要度が高まるため優先的に入園できるよう選考しておりますが、出産日を起点として通園期間が定められているため、期間終了後には原則退園となります。その後、保育を必要とする他の事由が生じましたら、改めて入園のお申込みいただくことになります。 島田市におきましては、こうした取扱いで入園調整を行っており、多くの方が利用を希望されている保育需要を鑑み、妊娠・出産後の入園の取扱いについてご理解をいただきますようお願いいたします。	× 一部〇	保育支援課 (36-7195)

			また、短期間で退園するにも関わらず、園の物品は揃えなければならず、園指定の帽子や体操着など他の園では使えないものもたくさんあります。次の年にその園に入れるように調整もしてもらえないとのことでした。金額的にもそれなりにかかっているので、それに関しても如何なものかと思います。 実際に、産前産後期間の利用させてもらい、やっと楽しく園に通えるようになってきたのに、もうすぐ退園になります。下の子はまだ 1 ヶ月で、この猛暑の中、体力が有り余っている上の子とどう過ごせば良いのか今から不安でいっぱいです。育サポさんや一時預かりも利用していますが、時間的･金銭的に限りがあるので毎日利用するわけにもいきません。 産後の母親のサポートももちろんですが、子供の健全な育成のためにご検討をお願いします。	また、園指定の物品購入につきましては、各園の判断にお任せしていますが、短期間での入園の際はなるべくお持ちのもので代用できるよう、市から各園に依頼していきます。		
4	メール	島田駅周辺にフィットネスクラブをつくってほしい	藤枝駅周辺は全国チェーンのフィットネスクラブが豊富ですが、島田市は中心市街地には無く、ローズアリーナ島田、稲荷町や東町のフィットネスと島田駅周辺の住民からするとアクセスの悪い場所にしかありません。私の姉夫婦はそれを理由に島田から藤枝に移住しました。私も現在藤枝駅前のフィットネスジムに通っていますが、定期代などが懐に痛いです。プラザおおるりの体操教室などは充実していますが若年層にとっては負荷が物足りません。島田駅前は空きテナントも多いので誘致すればどこかしら入ってくれると思います。 市民の健康増進の手段の一つとして、島田駅前へのフィットネスクラブの誘致のご検討をお願いします。	市としては、市民の健康維持・体力増進の視点から、駐車スペースが充実する「ローズアリーナ」内にトレーニングルームを設置、機器を充実させて多くの方が利用しているものと認識しています。 また、お問い合わせにありましたプラザおおるり体操教室における「負荷が足りない」という点については、運営者に伝えました。 検討の御依頼があった島田駅前への店舗誘致については、まちなかに人が集まり、空き物件の活用にもつながる可能性への一つの手段になります。 業界に関する動向把握と大手をはじめとする民間事業者へのアプローチを探りながら、市のサービスに加えて様々な選択肢が広がる環境をつくっていきたいと思います。	○	商工課 (36-7164) 健康づくり課 (34-3281)
5	メール	市関連施設でのミスの対応に関する見解(市全般に関わる件)	1週間ほど前にあったある市立図書館での処理のミスの件の対応でございます(尚ミスに対するしかるべき対応はすべて完了・問題解決済みでございます)。 その件につきまして簡潔に申し上げますと、私が借りていない資料が誤って貸出処理されていたものです。 原因としては私が貸出処理を依頼するときにその資料が貸出処理のカウンターに置いてあり誤っ	市立図書館での貸出時のミスにつきましては、御迷惑をお掛けし、大変申し訳ございませんでした。 職員のミスは組織の課題であるととらえ、再発防止策を職員間で共有するよう努めてまいります。	○	図書館課 (46-3246) 人事課 (36-7136)

			て認識されてしまったようです。 　数日後にその資料が貸出処理されていることに気づき問い合わせました。 　そうしたところ、調査をしっかりしたうえで速やかに回答があり、「こちら側の不手際であり申し訳ありませんでした。職員一同再発防止に努め、利用者が来るカウンターには余分なものを置かないようにします」という主旨でした。 　文面から、ただミスを起こした職員を叱責して終わりではなく、周知をし二度と同じミスが発生しないよう対策を考えていらっしゃるようでした。 　ミスが発生しもしかしたら紛失したのかなと心配していた側ですが、非常にすばらしい対応でミスをきっかけに信頼感が強くなりました。 　このように、市関連施設で職員の方がミスを起こしてしまうことはあるかと存じます。 　ただ、そのような際は内部での規定に基づいた懲戒処分などに重きを置きすぎる(ミスを起こした当人を処分して終わり)ではなく、再発防止を考えそれを適宜情報共有等する(その際は当該職員を他の職員が責め立てたりなじったりすることは固く禁じ、お互い再発防止のアイデアを出し合ったり、自分も気を付けようであるとかお互い確認しあう意識をもつなど奨励したりする)、 　これらとのバランスを考慮していただきますよう、改めて適宜内部にてお知らせお願いしたいと存じます(もちろんミスの関係者の意向も考慮すべきであることは申し上げるまでもありません)。 　このようなことは皆様ご存じであるかと存じますが、節々にて注意喚起・お知らせいただく(また普遍性があるような事例については、部署の垣根を超えた情報共有を奨励する)と、組織全体で市民に迷惑がかかるミスが減り、よって市民の厚生等につながると考えております。 　故意でミスを働かせる人はほぼ皆無であると存じますから、ぜひともお願いいたします。			
6	メール	室内競技の空調設備について	島田市、金谷地区で活動しています、スポーツ少年団です。 　体育館での活動になりますが年々気温が上がっており子供の体に負担がかかってきております。	市内の小中学校の空調設備は、児童・生徒がいる普通教室や、音楽室等授業で使用する教室に設置しています。また、設置してから年数が経過し、劣化した空調設備については、順次、改修工事を進めて	△	教育総務課 (36-7953)

			熱中症の予防もしていますがそれだけでは限りがございます。 そこで、体育館の空調設備を検討していただきたいです。 実際、〇〇町ではエアコンを導入しておりました。〇〇市でも検討を進める方針と話を聞きました。 学校での体育でも親としては心配です。 各学校温度計、湿度計も設置していないので熱中症の危険が高まっています。 早急に検討していただきたいです。	いるところです。 体育館への空調設備の設置は、広い施設に対応するための大型空調設備の設置工事と同時に、空調設備の効率性を向上するための壁や窓等断熱対策を行う必要があり、多額の費用がかかる事業となります。 御心配をおかけしておりますが、児童・生徒が学校生活を安全に過ごすことができるよう、体育館の暑さ対策について検討を行います。 なお、体育等の授業中は、学校に装備されている温湿度計で計測しており、子どもたちの熱中症対策を行っています。 今後も、子どもたちが学びやすい小中学校になるよう、引き続き学習環境の整備を心がけてまいります。		
7	メール	市内小中学校グラウンド敷地内の件	市内小中学校グラウンド敷地内にスポーツ少年団等の民間団体の用具置場(物置状の構造物)が設置されている所がありますが設置する上で許可なり占用使用料等徴収されているのでしょうか? 公共施設の用地内に特定団体の構造物が占用されているのを見て予てから疑問に思っていました。	小中学校の学校設備は、学校教育上支障のない場合に限り、学校の施設及び設備を社会教育その他の公共のために使用することができます。 学校のグラウンド敷地内にある団体所有の倉庫については、各団体の責任者から学校施設の目的外使用の申請を受理した後、内容を審査後、使用許可を交付しています。 また、使用料については、公益及び社会教育を目的とした使用として、使用料を徴収していません。 使用期限は有限であり、使用の更新を行う際は、使用が適した設備か確認の上更新を行い、公益的なグラウンド敷地の使用を心掛けてまいります。	○	教育総務課 (36-7953)
8	メール	「プラザおおるり」における防犯掲示に関する件	市関連施設の掲示に関する件をお伝えいたします。それはプラザおおるりにある不審者注意の掲示物です。 確かに、通念や島田市民総合施設条例等による以下の要素はごもっともかと存じます。 ①施設管理権 ②指定管理者としての管理責任(善良な人の安全確保等) ③数年前の事件(場所等は添付 No.1 ご参照願います)の際大変な思いをされた ④条例第 12 条、17 条、20 条 ⑤条例施行規則第 11 条 しかし、ホールでの演奏会等に参加するため以外に、	ご指摘いただきましたプラザおおるりの掲示物につきましては、一昨年に女子トイレでの不審者事案が発生した際に、警察からのアドバイスをいただき掲示したものです。 引き続き、市民の皆様に安心して利用していただけるよう努めてまいります。	×	文化振興課 (36-7966)

			・夏のお休み処として活用 ・休日に突然天候が変わったので雨宿り場所として活用 　このような理由にプラスして個人属性と社会の偏見が相まって善良な人が不審者扱いされてしまうこと(例：平日の昼間に「夏のお休み処」活用した中年男性がいるのは不審者)もあるかと思います。 　(公共施設ですから上記のような利用が必ず否定されるものではないと考えております) 準民間施設はいざ知らず、 ・市当局が条例や指定管理者への出資等で関与 ・市長への手紙箱や健康づくり課による血圧計を設置など、市と相応に関係があり公共性が相応垣間見られる施設なため、今回取り上げる掲示は疑問です。 　この件につき、以下に示す 2 つの要素のバランスをとられてはいかがでしょうか。 ①これらの意識をより高め、この段階で適切と確認できれば通報しない(何でも警察に処理を頼まない) ・トイレに行くタイミング等で入館者に挨拶のような声掛け ・お知らせを受けたら拙速に通報する前に、安全にも留意しつつ入館目的の確認。また必要に応じて求める行為のお願いをする(ただし、後ほど示す特別な場合は除く) ②以下に示すことがあれば通報 ・明らかに不穏当(刃物をちらつかせている等) ・危険を感じる言動に及んだ 　(直上 2 つの場合は声掛けなく通報) ・返答しない ・収容人数の整理等相当の理由により外に出てほしい必要等がありそのお願いをしたのに従わない もしバランスを欠き、善良な人にまで感情的な敵意(欠席裁判的に通報する正義感等)を向けられた場合言葉では表せない寂しさを感じます。 　今まで私は普通に利用しておりますので不当な扱いをされたことはございませんが、他の場所で嫌な思いをしたことがあるからこそ不安です。			